

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表（抜粋）

1 訪問介護費

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 231 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位に所要時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 208 単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 291 単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 100 単位

注

- 1 利用者に対して、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4～11（略）